

日南市ディスポーザ取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、日南市下水道事業の設置等に関する条例（平成21年日南市条例第221号）第3条第2項に定められた区域及び日南市集落排水処理施設条例（平成21年日南市条例第195号）第2条に定める区域において、ディスポーザの設置に関し必要な事項等を定めることにより、生活排水の適正な処理の促進を図り、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ディスポーザ 生ごみを水と共に破砕処理する装置をいう。
- （2）ディスポーザ排水処理システム 生ごみを破砕し、当該生ごみを排水処理槽又は機械処理装置で処理した後に、その排水を排除する機器の総体であり、旧建築基準法第38条の規定に基づく排水設備として、国土交通大臣（旧建設大臣）が認定したもの又は公益社団法人日本下水道協会が作成した「ディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月制定）に基づき製品認証を受けたものをいう。

（適用区域）

第3条 この要綱の適用区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- （1）下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項により公共下水道の供用を開始した区域
- （2）日南市集落排水処理施設条例第4条により排水処理施設の供用を開始した区域

（許可基準）

第4条 本市において、許可できるディスポーザは、第2条第2号により定めたものとする。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日から施行する。